

藤枝市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 8 項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年藤枝市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第 3 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年藤枝市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。